市民税・県民税　特別徴収税額通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

給与収入については、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。
給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が、給与所得です。

給与以外の所得があれば、その所得の合計額が表示されます。
該当する所得に＊印が入ります。

総所得金額は、
給与所得とその他の所得計合計したものを記載しています。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

総合課税
総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を記載しています。（①－②＝③）

分離課税

山林所得	山林の伐採または譲渡による所得
分離短期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（５年以下保有）
分離長期譲渡	土地建物等の譲渡による所得（５年超保有）
株式等の譲渡	株式等の有価証券の譲渡による所得
上場株式等の配当等	申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
先物取引	先物取引をし、差金等決済をした時の所得

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動	利子	配当	給与	雑	譲・一時
	給与所得												
	その他の所得計												
				総所得金額①									

課税標準	総所得	③
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

| | | | | | | | | | | | | |